

お知らせ

子育て世帯を対象に 市民住宅の入居者を募集します

入居世帯には、入居日から3年間家賃を一定額減免します(2020年度の減免後家賃=6万5700円/月、共益費=400円/月、駐車場=8000円/月)。

対 次のすべての要件を満たす世帯
①中学生以下の子どもがいる②世帯の月額所得(各種控除後)が15万8000円以上48万7000円以下である
住宅の所在地 忠生1-19-1(忠生市営住宅と同一棟の1階)
間取り 3DK(65.4㎡)

募集戸数 2戸
申募集要項(住宅課〔市庁舎8階〕で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)を参照し、応募用紙に必要事項を記入のうえ、7月31日まで(必着)に直接または郵送で住宅課へ。
※詳細は、町田市ホームページをご確認ください。
問 住宅課 ☎724・4269

町田市立学校の新たな通学区域案に関する

ご意見を募集しています
町田市教育委員会は、5月に「まちだの新たな学校づくり審議会」を設置し、学校統廃合を含めた通学区域の見直しについて議論しています。

地域の実情を把握しながら、より丁寧に審議を行うため、2040年度の新たな通学区域案を示したうえで、市民の皆さんからご意見を募集しています。

「未来の町田っ子」により良い教育環境をつくるため、ぜひご意見をお寄せください。

ご意見をいただく際は、町田市ホームページ「まちだの新たな学校づくりに関する意見募集について」のページをご確認いただき、ウェブフォームでお送りください。なお、ウェブフォームで送ることができない場合は、書面(様式は不問)で提出することもできます。

募集期間 7月10日まで
市HP 新たな学校づくり 意見募集
問 教育総務課 ☎724・2172

都市計画の原案への 公述申出と公聴会

【①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針②都市再開発の方針】
対 対象区域の住民及び利害関係人
対 象区域 ①特別区、市、瑞穂町、日の出町、大島町、八丈町、三宅村、神津島村、新島村及び小笠原村②特別区、市

(昭島市、清瀬市、羽村市、稲城市及びあきる野市を除く)
期間 7月15日(水)まで
※土・日曜日を除きます。

計 画 案 の 縦 覧 ・ 申 出 書 の 配 布 場 所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎12階北側、受付時間=午前9時~午後5時)、町田市都市政策課(市庁舎8階、受付時間=午前8時30分~午後5時)

公 述 の 申 出 1人10分以内で公述ができます。公述申出書を7月15日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163-8001、新宿区西新宿2-8-1)へ。
※意見要旨等を考慮し選定します。

○公聴会を傍聴できます
町田都市計画区域は、8月18日(火)午後7時から調布市文化会館たづくり(調布市小島町2-33-1)で開催されます。

定 100人程度(先着順)
※詳細は東京都都市整備局ホームページをご覧ください。
問 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ☎03・5388・3225、町田市都市政策課 ☎724・4247

国勢調査員二次募集受付中! 国勢調査

問 市役所代表 ☎722・3111、市政情報課 ☎724・2106

令和2年国勢調査が、10月1日時点で全国一斉に行われます。町田市では、1700人程度の国勢調査員を募集していますが、地域によっては定員に達していないため、現在二次募集を行っています。特に、相原・多摩境・鶴川・玉川学園前・町田・南町田の各駅周辺にお住まいの方のご応募をお待ちしています。

なお、今回の調査は新型コロナウイルス感染防止のため、調査書類の配布・回収時に対面での対応を避けて実施する予定ですので、安心してお申し込みください。

主 要 な 仕 事 内 容 担当地域の世帯の確認と世帯への調査票の配布・回収

報 酬 (例) 60世帯の調査区を2調査区担当する場合、約7万円(見込み)

応 募 方 法 7月31日までにイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベントコード200408Aへ(電話で市政情報課への申し込み可)。

市HP 国勢調査員



国勢調査2020
キャンペーンサイト



公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市下水道事業審議会	7月7日(火)午後2時から	市庁舎2階会議室2-2	5人(申し込み順)	事前に電話で下水道経営総務課(☎724・4287)へ
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	7月13日(月)午前10時~正午	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で市政情報課(☎724・8407)へ
町田市住みよい街づくり条例改定検討委員会(町田市街づくり審査会専門部会)	7月22日(水)午前10時~正午	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で地区街づくり課(☎724・4267)へ

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 保険年金課 ☎724・2144

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の大きさが変わります

8月1日から、保険証の大きさがカードサイズに変わります。

新しいカードサイズの保険証(オレンジ色)は、簡易書留で7月中旬にお送りします。有効期限は令和4年7月31日です。届いたら、氏名・生年月日・負担割合(表1参照)などの記載内容をご確認ください。

なお、現在お使いの保険証(青竹色)は、8月1日以降、ご自身で破棄していただくか、保険年金課へお返しください(郵送での返却も可)。7月31日までは現在の保険証を使用しますので破棄・返却しないようご注意ください。

表1

令和2年度住民税課税所得(算出対象=平成31年1月~令和元年12月の所得)	自己負担の割合
同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員がいずれも145万円未満の場合	1割
同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に145万円以上の方がいる場合	3割

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の被保険者は、住民税課税所得が145万円以上であっても、保険料の賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額等)の合計額が210万円以下の場合、1割負担となります。

3割負担から1割負担に変更できる場合があります(基準収入額適用申請)

該当すると思われる方には、基準収入額適用申請書を送付しています。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなど)を添えて申請してください。

なお、手続きの際は本人確認書類(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)とマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(個人番号カードや通知カード等)の提示が必要となります。

※収入額が表2の基準額を超える方は該当しません。また、収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて収入額に含まれます。

表2

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準(平成31年1月1日~令和元年12月31日の収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満(ただし、383万円以上でも、同世帯に他の医療保険制度に加入の70~74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満)
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

自己負担割合1割の方へ 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の更新は8月1日です

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、令和2年7月31日です。

既に交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

減額認定証を医療機関の窓口に表示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

世帯全員が住民税非課税の申告をしている方で、まだお持ちでない方は、申請により減額認定証の交付を受けることができます。

自己負担割合3割の方へ 限度額適用認定証(限度額認定証)の更新は8月1日です

現在お持ちの限度額認定証の有効期限は、令和2年7月31日です。

既に交付されていて、同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の中で、令和2年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の世帯の方には、新しい限度額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

限度額認定証を医療機関の窓口に表示すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

同じ世帯にいる被保険者の中で、令和2年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の世帯の方で、まだお持ちでない方は、申請により限度額認定証の交付を受けることができます。

確定申告の期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。延長期間内に確定申告を行った方がいる世帯の場合、今回お送りする保険証の自己負担割合(1割または3割)や、減額認定証及び限度額認定証の適用区分が暫定的なものとなる場合があります。

今後、令和2年度住民税課税所得等が決定し、自己負担割合や適用区分に変更があった場合は、変更後の保険証の交付、減額認定証及び限度額認定証の差し替え、または返却のお知らせをします。変更前の保険証、減額認定証及び限度額認定証を使用した場合は、差額分の納付や支給の手続きをお願いすることがあります。